

提出方法及び作成上の注意

(低未利用土地等確認申請書)

■申請手続き

(1) 申請書の提出方法

- ・申請書は窓口で直接提出していただくか、郵送で提出してください。窓口での申請の場合は、書類の修正があった際、申請書に押印した印鑑と同じ印鑑が必要となりますので、印鑑をご持参の上、ご来庁ください。
- ・確認書の交付を郵送で希望する場合は、郵送料・封筒代は申請者負担となりますので、84円切手を貼付した長3返信用封筒を用意し、申請してください。郵送代が不足している場合は、不足分を受取人(申請者)払いとして、確認書を郵送します。
- ・提出された書類は返却できません。また、書類のコピーもしませんので、控えはご自身で準備してください。

(2) 確認書の交付

- ・市から返送する書類は確認書のみです。(A4判の再生紙1枚)
- ・申請書の提出から確認書の交付まで、通常1週間程度かかります。ただし、譲渡地が農地である場合または申請書の記載漏れや添付書類の不備等があった場合には確認書交付まで日数がかかることがあります。税務署への手続期限を考慮し、余裕をもって申請してください。
- ・譲渡地が農地の場合は、低未利用土地等に該当するか、市農業委員会事務局に確認することがあります。

■提出書類

別紙「提出書類一覧」をご確認ください。

■問合せ先・提出先

滝沢市都市整備部都市政策課

住所 〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地

電話 019-656-6542 (直通)

FAX 019-684-2158

Email tosikei@city.takizawa.iwate.jp



【提出書類一覧】

書類名称	留意事項	備考	確認
1	低未利用土地等確認申請書 (別記様式①-1)【必須】	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地は登記事項証明書と同一の地番を記入してください。 ・譲渡日は登記事項証明書の譲渡日と合わせてください。 	<input type="checkbox"/>
2	売買契約書の写し【必須】		<input type="checkbox"/>
低未利用土地等であることを証明する次のいずれかの書類をご提出してください。【必須】			
3-1	滝沢市空き家バンク制度登録完了通知書の写し	紛失した場合はご相談ください。	
3-2	宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告	媒介契約を締結した宅地建物取引業者にお問い合わせください。	
3-3	電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	各提供事業者が発行する使用停止、閉栓、契約廃止、メーター撤去等の証明書、料金請求書、領収書(使用中止日、場所、名前がわかるもの)等 ※電気、ガス又は水道のいずれか1つ以上の書類を添付	<input type="checkbox"/>
3-4	その他要件を満たすことを用意に認めることができる書類	書類で低未利用地かどうか判断できない場合は、ヒアリング等により、低未利用地か確認する場合があります。	<input type="checkbox"/>
		【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式①-2 ※媒介契約を締結した宅地建物取引業者に書類の作成をお願いしてください。 ・2方向以上からの写真等 	

未利用土地等の譲渡後の利用について証明する書類として次のいずれかの書類をご提出してください。【必須】

4-1	別記様式②-1 ※媒介契約を締結した宅地建物取引業者に書類の作成をお願いしてください。	宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合		
4-2	別記様式②-2	宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合		<input type="checkbox"/>
4-3	別記様式③	別記様式②-1及び②-2を提出できない場合に限り提出できます。		
5	申請のあった土地等に係る登記事項証明書【必須】 ※建築物がある場合は、建物の登記事項証明書も添付してください。	譲渡のあった年の1月1日において、土地の所有期間が5年を超えていることを確認する必要がありますので、分合筆前の土地の登記事項証明書を追加提出していただく場合があります。	盛岡地方法務局で入手できます。	<input type="checkbox"/>
6	委任状 ※代理人が手続きをする場合に限ります。			<input type="checkbox"/>